

住民税の寄付金税額控除適用可能自治体一覧

下表に記載の自治体は、条例により、学校法人神奈川大学を「寄付金税額控除対象法人」に指定しています。
(神奈川県と市町村の双方が指定している場合、控除率は合計10%となります。)

市町村名 ※いずれも神奈川県 内の市町村です。	税額控除 適用可否	寄付金控除率		備考
		県民税	市町村民税	
横浜市	○	2%	8%	
川崎市	○	2%	—	※県民税のみ適用
相模原市	○	2%	8%	
横須賀市	○	4%	—	※県民税のみ適用
平塚市	○	4%	6%	
鎌倉市	○	4%	6%	
藤沢市	○	4%	6%	
小田原市	○	4%	6%	
茅ヶ崎市	○	4%	6%	
逗子市	○	4%	6%	
三浦市	○	4%	6%	
秦野市	○	4%	6%	
厚木市	○	4%	6%	
大和市	○	4%	—	※県民税のみ適用
伊勢原市	○	4%	—	※県民税のみ適用
海老名市	○	4%	6%	
座間市	○	4%	—	※県民税のみ適用
南足柄市	○	4%	6%	
綾瀬市	○	4%	6%	
葉山町	○	4%	6%	
寒川町	○	4%	6%	
大磯町	○	4%	6%	
二宮町	○	4%	6%	
中井町	○	4%	6%	
大井町	○	4%	6%	
松田町	○	4%	6%	
山北町	○	4%	6%	
開成町	○	4%	6%	
箱根町	○	4%	6%	
真鶴町	○	4%	6%	
湯河原町	○	4%	6%	
愛川町	○	4%	—	※県民税のみ適用
清川村	○	4%	6%	

最新情報及び詳細につきましては、各自治体にお問い合わせください。